

平成 19 年 12 月 19 日

第 33 回農薬専門調査会幹事会審議農薬の概要

1. カフェンストロール

(1) 用途

除草剤

(2) 審議の経緯

平成 19 年 8 月 6 日に魚介類に対する残留農薬基準設定に係る食品健康影響評価について意見聴取がなされ、第 15 回総合評価第二部会において A D I が決定した。

なお、平成 15 年 7 月 1 日に清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価に係る意見聴取もなされている。

(3) 評価の概要

カフェンストロール投与による影響は主に小腸、肝臓及び神経に認められた。発がん性、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。

各試験の無毒性量の最小値は、イヌを用いた 1 年間慢性毒性試験の 0.3 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.003 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量 (ADI) と設定した。

2. メフェナセット

(1) 用途

除草剤

(2) 審議の経緯

平成 19 年 9 月 25 日に魚介類に対する残留農薬基準設定に係る食品健康影響評価について意見聴取がなされ、第 16 回総合評価第二部会において A D I が決定した。

なお、平成 15 年 7 月 1 日に清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価に係る意見聴取もなされている。

(3) 評価の概要

メフェナセット投与による影響は、主に血液及び脾臓に認められた。発がん性、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

各試験の無毒性量の最小値は、ラットを用いた 2 世代繁殖試験の 0.7 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.007 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量 (ADI) と設定した。